

**串間市利用者負担額(保育料)【月額:円】**

保育園及び認定こども園の保育利用				
階層	区分		3号認定(3歳未満)	
			標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0
2	市民税非課税		ひとり親世帯等	0
			上記以外	0
3	市民税所得割 非課税	ひとり親世帯等	5,600	5,500
		上記以外	12,600	12,400
4	5,000円未満	ひとり親世帯等	7,100	7,000
		上記以外	15,600	15,400
5	5,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	7,900	7,800
		上記以外	17,300	17,100
6	48,600円以上 55,300円未満	ひとり親世帯等	8,000	7,900
		上記以外	18,500	18,200
7	55,300円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,100	8,000
		上記以外	21,000	20,700
8	57,700円以上 67,100円未満	ひとり親世帯等	8,100	8,000
		上記以外	21,000	20,700
9	67,100円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	8,200	8,100
		上記以外	24,300	23,900
10	77,101円以上 97,000円未満		24,300	23,900
11	97,000円以上 134,100円未満		28,500	28,100
12	134,100円以上 169,000円未満		31,500	31,000
13	169,000円以上 215,200円未満		42,000	41,300
14	215,200円以上 267,300円未満		45,500	44,800
15	267,300円以上 301,000円未満		48,500	47,700
16	301,000円以上 397,000円未満		49,000	48,200
17	397,000円以上		52,000	51,200

★令和3年9月～令和4年8月までは、令和3年度の市民税額で算定します。

★ひとり親世帯等には、在宅障がい児(者)のいる世帯も含まれます。

★多子世帯の保育料の軽減について(きょうだいで施設を利用する場合)

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ただし、3～7階層の世帯については、生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。

★3～9階層のひとり親世帯等については、第2子以降は無料となります。

☆上記の内容にかかわらず、串間市独自の子育て支援策として、世帯に18歳未満の子ども(年度途中で18歳に達する場合には、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを含む。)が3人以上いる場合、3人目以降の子どもは保育料が無料になります。

また、2号認定(3歳の誕生日の前日)となった翌月より保育料が無料となります。